知事指示事項

令和３年８月１７日

感染者の増加に歯止めがかからない中、これ以上感染を広げないためには、県として総力を挙げ、切れ目ない対策を休むことなく継続する必要がある。関係部局だけのものと思うことなく、すべての部局、すべての職員はそれぞれが行うべき対策を着実に実施するとともに、市町や関係団体等にもできうる限りの対策を実施いただくよう依頼すること。

また、まん延防止等重点措置だけを見てもこれまで以上に厳しい要請を行うことになることから、県民・事業者の皆様に対し、あらゆる手段を用いて周知を徹底するとともに、協力いただけるよう丁寧にお願いすること。

1　県内全域での飲食店の営業時間短縮に加え、重点措置区域内の飲食店に対しては酒類の提供を行わないことなどの新たな要請を行う。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。

併せて、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業者への周知を確実に行うこと。

2　感染の拡大や重症患者の増加が継続している中、一般医療や救急医療への影響が懸念される。引き続き医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等、医療提供体制を強化するとともに、医療機関の負担軽減等を図るため、増床した宿泊療養施設を活用し、適切な療養体制を構築すること。

また、自宅療養者が急増していることから、人員確保や必要な資機材の追加購入を進めるとともに、関係団体等とも連携し、適切なフォローアップ体制の維持に万全を期すこと。

3　県内においても、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株への置き換わりが進んでいる。迅速に感染拡大を防ぐため、引き続き変異株スクリーニング検査を行うとともに、県内全域において、障害福祉施設における社会的検査を重点的に実施していくこと。

4　全国的な感染拡大による度重なる要請で、すでに県内のあらゆる業種の事業者は大きな影響を受けている中、さらに「三重県まん延防止等重点措置」での協力要請を行うことになる。事業者に寄り添った有効な支援策を早急に検討するとともに、既にある支援策も周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。

5　感染拡大防止のためには、日中も含め人の流れを十分に止めていく必要がある。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、地域や業種など特性を踏まえながら今一度周知徹底すること。

併せて、県庁においても必要な行政機能を維持したうえで、出勤者の削減と接触機会の低減に向けて取り組むこと。

6　飲食の場に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。

7　感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。

あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。